

令和3年度の東京都認知症介護研修について(案)

現 状

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況(緊急事態宣言発出時等)を除き、感染症対策を講じた上で実施している。
- 感染症の収束が見えない一方で、コロナ禍においても認知症の人に対する認知症介護の充実を図ることが必要である。

令和3年度も引き続き、感染症対策を講じた上で研修を実施

令和3年度における東京都認知症介護研修の主な変更点

① 新型コロナウイルス感染症対策 <全研修共通>

- ・国や東京都のイベント実施基準等に基づき、会場収容率1/2以下での実施、座席間の距離の確保等の感染対策を講じた上で研修を実施する。

② 認知症介護実践者研修の一部オンライン化(*)

- ・講義演習6日間のうち、講義がメインである最初の2日間を、受講生が自宅や職場にしながら研修を受講できるよう、オンデマンド配信形式にて実施する。

③ 【国】認知症介護基礎研修の受講義務化、全eラーニング化の検討(*)

- ・介護職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修の受講義務付けが決定された。(3年間の経過措置有)
- ・さらに、現行、集合型1日またはeラーニング半日＋集合型半日で実施している本研修について、全eラーニング化の検討が行われているため、東京都においても、国の検討状況等に応じて実施方法についての検討を行う。

(*)②③については準備が整い次第、順次実施

◎地域密着型サービスの指定基準の要件となっている研修については、厚生労働省の人員基準の取扱い通知により受講が猶予されており、研修の中止等によって受講ができない場合においても減算や人員基準違反とはならない。

◎現在、国において基礎研修以外においてもカリキュラム改訂等の動きがあるため、基礎研修同様、国の動向を注視しながら対応していく。